

旧優生保護法訴訟判決に対する声明

令和4年9月22日
旧優生保護法大阪訴訟弁護団

本日、大阪地方裁判所第18民事部により、旧優生保護法に基づいてなされた優生手術等に対する国家賠償請求訴訟の一審判決（以下「本判決」という。）が言い渡された。

「主文 原告らの請求をいずれも棄却する。」

横川裁判長の声が、法廷に静かに響いた。

本判決は、原告1に対する優生手術の実施を認めた上で、旧優生保護法の立法目的が非人道的であり、さらには本件で問題となっていた旧優生保護法上の規定は違憲であると認め、優生手術を理由とする国家賠償請求権を取得すると判示した。

続けて、基本的に被害者側の事情を勘案して除斥期間の適用を排することは相当でないという一般論を示した上で、除斥期間の規定も例外を一切許容しないものではなく、本件において除斥期間の規定をそのまま適用するのは著しく正義・公平の理念に反するというべきであるから、時効停止の規定の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限される旨述べて、令和4年2月22日に示された大阪高裁判決と同様の判断基準を提示した。

しかしながら、ここから大きく梯子を外し、原告らの救済の途は断たれてよいのだと判断した。すなわち、旧優生保護法及びそれに基づく優正手術を理由とする国家賠償請求訴訟が初めて日本で提起された平成30年1月30日から間もない時期には、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されていたと断じた。そして、本件に関する提訴が、その解消の時期から6か月経過する前ではないことを

もって、除斥期間の適用を認め、国家賠償請求権が消滅したと結論づけた。

しかし、「訴訟提起の前提となる情報」には、自らの身体に優生手術がなされたことの証拠が含まれるのは明らかであり、本件では、その証拠たる診断書を獲得するのに時間を要した事件であるにもかかわらず、このような事情を一切考慮せず、字義通り、機械的な評価とあてはめを経て、国家賠償請求権は消滅すると断じたのである。

本件に関する具体的な事情を十分に考慮することなく、結局のところ、時の経過のみを理由として戦後最大の人権侵害は免責されるとしたものであるから、大阪弁護士会としては、言語道断の営為として非難せざるを得ない。

さらに、大阪弁護士会としては、控訴審において、本判決の誤りを是正することはもとより、今後もすべての被害者が救済されるまで、不断の努力を続ける所存であり、すべての被害者らとともに全力で闘うことを、改めてここに表明する次第である。

以 上